

財務省告示第四百十号

大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製DRAM等に係る補助金についての調査開始決定の件（平成二十年十月財務省告示第三百八号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第七条第十九項の規定に基づく調査の結果、同条第十七項の規定に基づき、大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製ダイナミックランダムアクセスメモリ等について同条第一項の規定により課される相殺関税を廃止することが決定されたので、相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年四月二十二日

財務大臣 与謝野 馨

一 関税定率法（以下「法」という。）第七条第一項の規定による指定に係る貨物（以下「指定貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

次の貨物であつて、ハイニックス・セミコンダクター・インコーポレーテッド（EKHXSEMHCOZDCCHOR HZC.）（以下「ハイニックス」という。）により大韓民国（以下「韓国」という。）においてその製造につき半導体材料にトランジスタその他の回路素子を生成させる工程が行われたもの

（一）ダイナミックランダムアクセスメモリ（以下「DRAM」という。）

法の別表第八五四二・三二号に掲げる集積回路（デジタル式のモノリシック集積回路に限る。

）のうち、モス型のをいい、実装してあるかないかを問わない。

(二) D R A Mモジュール

法の別表第八四七三・三号に掲げる部分品及び附属品（自動データ処理機械又はこれを構成する機器の部分品及び附属品に限る。）のうち、一又は二以上のD R A Mを基板上に装着し、かつ、自動データ処理機械等に接続するための端子を有しているもの（D R A Mの機能を補助するためD R A M以外の部分品が装着されているかないかを問わない。）をいう。

二 指定貨物の供給者

ハイニックス

三 法第七条第一項の規定により指定された期間

(一) 法第七条第一項の規定により指定された期間

ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令の施行の日から平成二十二年十二月三十一日までの期間

(二) 法第七条第一項の規定により課される相殺関税の廃止の期日

平成二十一年四月二十三日

四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

(一) 調査により判明した事実

イ 調査の対象となる期間（以下「調査対象期間」という。）

平成十九年一月一日から同年十二月三十一日まで

ロ 調査の対象となる事項

指定貨物に関する補助金についての事情の変更の有無

ハ 調査により判明した事実

(イ) 大韓民国産 D R A M に係る関税定率法第七条第六項に規定する調査開始の件（平成十六年八月財務省告示第三百五十二号）で告示した調査（以下「当初調査」という。）の結果告示

（大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製 D R A M 等について関税定率法第七条第一項の規定により相殺関税を課することが決定された件（平成十八年一月財務省告示第三十五号）をいう。）  
（四二）に掲げる補助金交付の事実のうち、  
（四二イ）（へ）に掲げる二 二年の十二月措置（以下「十二月措置」という。）における債務の出資転換による補助金利益

当初調査において、十二月措置のうち債務の出資転換については、平成十四年に補助金を受領し、反復しない補助金であることから、韓国の法令に基づく半導体設備の耐用年数である五年間にわたり平成十八年末まで補助金利益が継続していると認定したが、今回の調査において、債務の出資転換による補助金利益については、平成十八年末の時点でその利益は

なくなっており、今回の調査の調査対象期間における補助金利益はなかったと認められた。

(ロ) 十二月措置における債務の弁済期延長による補助金利益

A 弁済期延長の対象となった債務のうち、一般貸付け（ウォン貨建及び外貨建）、新規資金、引受荷渡為替手形、リース及び元本化された利子に係るものについては、非メモリー部門の売却に併せて行われた当該債務の売却先への移転や平成十七年七月の新規資金調達等による当該債務の償還によって債務が消滅したことにより、同年末の時点で補助金利益はなくなっていた。

B 弁済期延長の対象となった債務のうち、社債については、農業協同組合中央会が保有していた社債の一部を除いて平成十七年末までに償還され、当該社債の一部についても平成十八年中に全額が償還されたため、同年末の時点で補助金利益はなくなっていた。

以上のことから、補助金として認定した債務の弁済期延長による補助金利益については、平成十八年末の時点で補助金利益はなくなっており、今回の調査の調査対象期間における補助金利益はなかったと認められた。

(ハ) ハイニックスに対する新たな補助金交付の事実の有無

A 平成十七年七月の新規資金調達及び平成十五年一月のTFT LCD（超薄膜液晶表示装置）事業部門の売却について、ハイニックスに対する新たな補助金の交付に当たる疑い

があるとの意見の表明がエルピーダメモリ株式会社よりなされた。

B 平成十七年七月、ハイニックスは、長期信用貸付けの借入れ、限度性と信の設定及び海外における社債の発行による資金調達を行った。しかし、当該資金調達が韓国政府の委託又は指示に基づき行われたとは認められず、また、当該資金調達によりハイニックスが世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの補助金及び相殺措置に関する協定（以下「補助金相殺措置協定」という。）1・1(b)に規定する利益を得たとは認められなかった。

C 平成十五年一月、ハイニックスは、流動性資金を確保するためにTFT LCD事業部門を中国の京東方科技集団（以下「BOE」という。）に売却して得た資金を既存債務の償還に充てたが、当該償還に充てられたBOEの買収資金の一部は韓国の金融機関の協調融資によるものであった。しかし、韓国政府がBOEに影響力を行使するための枠組みや、韓国政府がBOEに対し影響力を行使した証拠は認められず、また、当該売却によってハイニックスに当該協調融資の利益が移転されたことを示す証拠も認められなかった。以上のことから、当該売却によりハイニックスが補助金相殺措置協定1・1(b)に規定する利益を得たとは認められなかった。

D その他ハイニックスが新たな補助金を受領したことを示す事実も認められなかった。

以上のことから、十二月措置以降、ハイニックスは新たな補助金を受領しておらず、調査対象期間中に新たな補助金によってハイニックスが得た利益はなかったと認められた。

(二) 補助金利益

以上より、調査対象期間における補助金利益はなかったと認められた。

なお、平成十八年については、債務の出資転換及び弁済期延長によって、ハイニックスが千三十三億ウオンの補助金を受領したと計算され、同年における指定貨物に係る現実の補助金の額は二百五十六メガビット換算一個当たり三・九八円であると認められた。

(二) これにより得られた結論

以上の調査により判明した事実から、補助金についての事情の変更があると認められたため、ハイニックス製DRAM等に対して課している相殺関税を廃止することが決定された。

五 その他参考となるべき事項

調査の経緯並びに調査当局の認定及び結論の詳細を記載した報告書は、財務省及び経済産業省並びに当該各省のホームページで入手することができる。